

令和2年7月3日
環境省京都御苑管理事務所

「競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく
「環境省京都御苑の維持管理業務」に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った「環境省京都御苑の維持管理業務」については、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 落札者及び契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名
東京都千代田区皇居外苑1-1
一般財団法人国民公園協会 会長 杉山 博孝
2. 契約金額(落札金額): 261,653,700円(消費税込み)
(注) 業務請負期間(令和2年4月1日~令和5年3月31日)の額
3. 落札者の総合評価点: 33.98点
(注) 総合評価点数(90点満点) = 技術点(60点満点) + 価格点(30点満点)
4. 落札者の決定の経緯及び理由
「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者(1者)から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、技術点は評価基準を満たしていた。
入札価格については、令和2年3月5日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、価格点も含めて総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となった。
5. 落札者における本業務の実施体制及び実施方法の概要
落札者は、本業務を『環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項』に基づき実施する。
本業務の実施に当たっては、統括責任者1名、業務責任者2名、業務担当者10名程度を配置する。

6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質及び水準に関する事項

(1) 業務の詳細な内容

1) 京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務

収益施設を含む都市基幹公園、国営公園等において、マネジメント業務の実績を有する責任者を配置して、業務全体において、京都御苑の歴史的な資源及び文化遺産としての社会的価値・機能を考慮した取組、並びに皇室関連施設の外苑としての景観保持、清潔・安心・安全等に配慮した取組に加え、環境省所管施設であることを考慮し、環境にも配慮した取組等を実施する。その際には一元的管理方針の下で、維持業務、収益業務の多岐にわたる業務について総合的な調整を図ること。相互に連携を保ちながら、各業務及び全体業務の適切な進行管理を行い、京都御苑の維持管理が円滑に行われるための諸業務を行う。

2) 苑内の維持業務

(ア) 植生管理業務

主な業務は、苑内の樹木管理、草地・樹林地管理、苑路の不陸整正、砂利敷均し、ロープ柵等簡易施設の設置等を行うものである。

(イ) 清掃業務

苑内利用者に、清潔かつ快適な利用環境を提供するため、苑地、苑路、外溝等のゴミ拾い、落ち葉清掃、除草、トイレ、ベンチ等の苑内施設の点検及び清掃等を行う。また、ゴミの減量化に努めるものとする。

(ウ) 巡視・利用指導業務

苑内利用者に安全・安心かつ快適に利用できる環境を提供するため、適宜、苑内を巡回して、利用者の安全を確保すると共に、禁止行為、危険行為、迷惑行為に対する注意及び是正指導を行うと共に、危険行為等の未然防止に務める。また、工作物の点検及び簡易補修、トイレ等の解錠・施錠、拾得物・遺失物対応、傷病鳥獣等の保護等を行う。

(エ) 広報案内業務

苑内利用者への情報提供の拠点として、苑内にインフォメーション施設を設置している。窓口対応、電話対応等の問合せ対応を行うほか、案内及び情報提供を多言語化にも対応しながら実施するほか、御苑内外の自然情報や施設利用情報等の収集を行い、インターネット等も活用して情報発信を行う。また、自然資源等を活用したイベントの企画・運営、広報案内施設の維持管理等を行う。

3) 収益業務

京都御苑管理事務所からの委託費ではなく、土地使用料等を環境省に支払い、民間事業者が独立採算で以下の収益施設の運営を行う。

(ア) 駐車場

苑内利用者のため整備した「中立売駐車場」及び「清和院駐車場」の管理運営を行う。

(イ) 飲食・物販施設

京都御所等を内包する京都御苑内に設置された売店、レストランとして相応しい運営を行うとともに、自動販売機やコインロッカーの設置（中立売休憩所に計22個設置）等、利用者サービスの向上を行う。

(ウ) 拾翠亭

九條家遺構の拾翠亭（茶室）の一般参観及び一般利用（貸出し）に係る運営管理を行う。

(エ) 運動施設

苑内に設置されているテニスコート（1か所）、運動広場（2か所）、ゲートボール場（1か所）の管理運営を行う。

(2) 確保されるべき質及び水準

1) 京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務

業務全体において、京都御苑の歴史的な資源及び文化遺産としての社会的価値・機能を考慮した取組、並びに皇室関連施設の外苑としての景観保持、清潔・安心・安全等に配慮した取組に加え、環境省所管施設であることを考慮し、環境にも配慮した取組等を実施する。各取組について、全体最適をめざし、個別業務との相互連携の下、一元的な進捗管理が行われるよう目標を設定すること。

2) 維持業務

(ア) 植生管理業務

京都御苑の歴史・文化的価値の重要性を踏まえた景観の維持・管理を行うとともに、市街地の中心部における貴重な広大な緑地であり、苑内利用者が自然とふれあう場として、安全かつ快適に利用できるよう常に良好な状態が保たれていること。

(イ) 清掃業務

苑内の快適性が保たれるよう苑内で発生したゴミの除去、苑内施設等の汚れの予防・除去が行われ、苑内利用者にとって快適な衛生環境が保たれていること。

(ウ) 巡視・利用指導業務

苑内利用者が安全・安心かつ快適に過ごすことができるよう危険箇所や危険物の早期発見、禁止行為や危険行為の未然防止、苑内利用者への注意事項の指導等が行われ、苑内利用者が快適に過ごせる巡視・利用指導が実施されていること。

(エ) 広報案内業務

苑内の歴史、自然、施設等の利用に係る情報が、利用者のニーズに応じて適切に提供されるよう、情報の収集・発信、案内が適時・適切に行われるとともに、京都御苑の魅力を多様な手法で積極的に発信すること。

3) 収益業務

苑内利用者へのサービス向上を目的とし、包括的・統一的な苑内管理の下、維持

業務との連絡調整を図りながら、苑内利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。特に、環境対策については、節電や脱プラスチック等の積極的な取り組みを行うこと。また、自主業務を行う場合は、京都御苑の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

7. 本業務の実施期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

8. 契約相手方（落札者）が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告等について

1) 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、各年度の事業開始日までに年度毎の維持管理業務計画書を作成して、京都御苑管理事務所に提出すること。

2) 四半期別必要経費内訳書の作成と提出

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、各年度の事業開始日までに年度ごとの四半期別必要経費内訳書を作成して、京都御苑管理事務所に提出すること。

3) 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務に係る各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成して、以下のとおり京都御苑管理事務所に提出すること。

(ア) 民間事業者は、業務日報を作成し、毎日の業務終了時（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで。）の場合は、翌平日の朝）に京都御苑管理事務所へ提出すること。

(イ) 民間事業者は、業務期間中、業務月報を当月分につき、翌月の5日以内に京都御苑管理事務所に提出すること。

(ウ) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（ただし、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに、当該事業年度に維持管理業務に関する年間総括報告書を京都御苑管理事務所に提出すること。なお、過去の業務報告書は、京都御苑管理事務所において閲覧が可能である。

4) 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

施設管理責任者 京都御苑管理事務所長

検査員 京都御苑管理事務所庶務科長

監督員 京都御苑管理事務所各科長及びそれに準ずる者

(2) 調査への協力

京都御苑管理事務所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を行う京都御苑管理事務所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

京都御苑管理事務所は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

また、上記に加え業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して京都御苑管理事務所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、京都御苑管理事務所の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしては

ならない。

4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

9) 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ京都御苑管理事務所の承認を受けなければならない。

10) 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、京都御苑管理事務所の許可を得ることなく自ら行う事業又は京都御苑管理事務所以外の者との契約（京都御苑管理事務所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

11) 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は京都御苑管理事務所以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

12) 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要

性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法) について記載しなければならない。

- (ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、京都御苑管理事務所の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、上記 (イ) 及び (ウ) により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先は、上記の (4) 秘密の保持及び (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置 2) から 11) までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- (カ) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

13) 契約内容の変更

民間事業者及び京都御苑管理事務所は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

14) 設備更新等の際における民間事業者への措置

京都御苑管理事務所は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- (イ) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

15) 契約解除

京都御苑管理事務所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (イ) 法第10条の規定により、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記 (ウ) に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

16) 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記15) に該当し、契約を解除した場合には、京都御苑管理事務所は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- (イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(ア)の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として京都御苑管理事務所の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) 京都御苑管理事務所は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 京都御苑管理事務所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、京都御苑管理事務所から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

17) 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

18) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と京都御苑管理事務所が協議するものとする。

9. 契約相手方（落札者）が、本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により契約相手方（落札者）が負うべき責任に関する事項

- (1) 京都御苑管理事務所が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、京都御苑管理事務所は当該民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について京都御苑管理事務所の責めに帰すべき理由が存する場合は、京都御苑管理事務所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 当該民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について京都御苑管理事務所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は京都御苑管理事務所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。